

保証対象とならない業種

保証対象とならない業種例として、次の表のものがありません。

業種	主な対象外事例	特例
農業・林業・漁業	農業、林業、漁業	素材生産業 素材生産サービス業 鶏卵ふ化業 獣医学 園芸サービス業
金融・保険業	銀行業、質屋、貸金業、両替業、手形交換所、証券業、商品先物取引業、クレジットカード業	保険媒介代理業 保険サービス業
興業および 娯楽に 関する事業	店舗型性風俗特殊営業（ヌードスタジオ、ストリップ劇場など）、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、芸ぎ業、芸ぎ周旋業、パチンコホール、競輪・競馬等の競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬予想業、易断所、観相業、興信所（身元調査等個人のプライバシーに関わる調査を行うもの）	ゲームセンター業 （ビンゴゲーム場、射的場 およびスロットマシン場は 対象外） バンケットサービス業 芸ぎ業のうち置屋および 検番
その他	宗教、政治・経済・文化団体、集金業、取立業	集金業、取立業のうち公共料金または、これに準ずるものに係るものを除く。

(平成28年8月1日現在)

次に該当する場合は、原則として保証を利用できませんのでご注意ください。

- ①許認可等を要する事業を営む方で、許認可等を受けていない方
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たない方
- ③手形、小切手について不渡りがある方および銀行取引停止処分を受けている方
(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のない方を除きます。)
- ④電子記録債権について支払不能がある方および取引停止処分を受けている方
(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のない方を除きます。)
- ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が残っている方
(求償権消滅保証の対象となる方を除きます。)
- ⑥借入れについて、返済を延滞している方
- ⑦休眠会社
- ⑧会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中（申立中を含みます。）の方
(事業再生保証の対象となる方を除きます。)
- ⑨保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在している方

このほか、総合的な判断の結果、お取り扱いできない場合があります。